金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、

が定めるものを定める件

最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官

## 金融庁告示第二十四号

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百八条の二十六第五号に規定

する報酬等に関する事項であって、 最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な

影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを次のように定め、 公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日

## 金融庁長官 畑中龍太郎

庁長官が定めるものは、 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「府令」という。)第二百八条の二十六第五号に規定する金融 次に掲げる事項とする。 ただし、平成二十二年金融庁告示第百三十号 (最 終指定親

状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。 以下「連結自己資本規制比率告示」という。

会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本

第四条に基づき、連結自己資本規制比率(連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制

比率をいう。) を算出している最終指定親会社 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号。 以下「法

という。) 第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。

以下同じ。) については記載を要

の充実の

指定親会社の子会社等(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十六の二第 び対象従業者等(最終指定親会社の対象役員以外の役員及び従業者並びにその主要な連結子会社等 役(社外監査役を除くことができる。)をいい、 その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、 の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下同じ。)の報酬等の決定及び報酬等の支払 定する賃金をいう。以下同じ。) を受ける者のうち、最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務 要な連結子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規 結子会社等から高額の報酬等(報酬) 従業者(直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。)であって、最終指定親会社又はその主要な連 二項に規定する子会社等をいう。) であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。) の役員及び 対象役員 ( 最終指定親会社の取締役 ( 社外取締役を除くことができる。 ) 、執行役、 賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその主 直近の事業年度中に退任した者を含む。 構成及び職務に関す 会計参与及び監査 以下同じ。 ) 及

3

る事項

対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

 $\equiv$ 対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業者等の報

酬等と業績の連動に関する事項

四 対象役員及び対象従業者等の報酬等の種類、 支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、 報酬等の体系に関し参考となるべき事項